

様式第十三（第4条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日
令和7年10月9日

2. 回答を行った年月日
令和7年10月31日

3. 新事業活動に係る事業の概要

A社は自らの顧客に対し、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する古物商であるB社の提供するサービスを紹介して利用を促し、同サービスの利用を希望する顧客の申込手続を補助する。当該顧客とB社間で同サービスが提供された後、同サービスの利用結果をA社から当該顧客にフィードバックするもの。

4. 確認の求めの内容

自社の顧客に対し、B社の提供するサービスを紹介し利用を促す行為、同サービスの利用を希望する顧客の申込手続を補助する行為及び当該顧客に同サービスの利用結果をフィードバックする行為が法第2条第2項第1号に規定する古物営業（以下単に「古物営業」という。）に該当しないこと。

5. 確認の求めに対する回答の内容

A社が行う行為は、B社が行う古物営業に関し、同社に顧客をあつせんする行為を行うのみであることから、古物営業に該当しない。